

農林水産本省発注者綱紀保持委員会（第9回）議事概要

日 時 平成25年 5 月24日（金） 11:15～11:30

場 所 農林水産省第1特別会議室

出席者 大臣官房長代理大臣官房経理課長、大臣官房秘書課長、大臣官房
地方課長、大臣官房統計部管理課長、消費・安全局総務課長、
食料産業局総務課長、生産局総務課課長補佐（総務）（代理）、
経営局総務課長、農村振興局総務課長、農林水産技術会議事務局
総務課長、林野庁林政部林政課長、林野庁国有林野部管理課長、
水産庁漁政部漁政課長

概 要

1. 冒頭、官房長の代理で大臣官房経理課長から、各委員に対し、当省すべての発注担当職員の法令遵守の意識を高め、適正な発注に努めるよう周知してもらいたい旨を依頼
2. 平成24年度発注者綱紀保持対策の実施状況について、事務局より報告（資料1及び資料1-1～1-3）
3. 平成25年度発注者綱紀保持対策の実施方針について、事務局より報告（資料2）
4. 特段の意見・質問はなし

以 上

平成24年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

1 発注者綱紀保持研修の開催

(1) 企画立案担当者研修の概要（平成24年6月）

施設等機関及び地方支分部局で実施する発注者綱紀保持研修の企画立案担当者（33名）に対して研修を実施。

〈研修項目〉

- ①発注者綱紀保持対策に関する講義（講師：大臣官房経理課）
- ②官製談合防止法等に関する講義（講師：公正取引委員会）
- ③コンプライアンスに関する講義（講師：外部講師）

〈効果測定〉

- ①講義終了後、チェックシートの実施
- ②後日、レポートの提出

〈その他〉

- 講義終了後、アンケートの実施

(2) 農林水産本省発注者綱紀保持研修の概要（平成24年8月、12月及び平成25年3月）

平成23年度、24年度の2年間で、本省の管理監督者及び発注担当職員全員に受講させることを目標とし、平成24年度は699名（平成23年度は798名）に対し、研修を実施。結果として、平成25年3月末時点で対象者の99.9%受講済

〈研修項目〉

- 発注者綱紀保持対策に関する講義（講師：大臣官房経理課）

〈効果測定〉

- 講義終了後、チェックシートの実施

2 施設等機関及び地方支分部局で実施した研修等への講師の派遣

次の機関で開催した管理監督者及び発注担当職員に対する発注者綱紀保持研修等に、本省担当者（大臣官房経理課）を講師として派遣し、「発注者綱紀保持対策に関する講義」を行った。

(1) 東北農政局(24年10月9日実施、研修参加者87名)

(2) 各森林管理局(24年7月～11月実施、研修参加者計359名)

- (3) 横浜植物防疫所 (24年 5 月 30日実施、研修参加者11名)
- (4) 動物検疫所 (24年11月21日実施、研修参加者11名)
- (5) 動物医薬品検査所 (24年 7 月12日実施、研修参加者29名)

合 計 11機関 研修参加者497名

3 独立行政法人向け発注者綱紀保持説明会の概要 (平成24年 8 月、平成24年12月)

上記 1 (2) の研修に併せ、希望する独立行政法人の担当者(74名)に対して説明会を実施。

〈研修項目〉及び〈効果測定〉については、上記 1 (2) 同様

平成24年度発注者網持研修等開催状況

平成25年3月31日現在

実 施 機 関		開 催 状 況	
		参加者総数	開 催 内 容
農林水産本省		7 3 2 名	6／7～8 企画立案担当者研修 33名 （講師：公正取引委員会、大臣官房経理課及び外部講師） 施設等機関及び地方支分部局等発注者網紀保持担当者等を対象
			農林水産本省発注者網紀保持研修 計699名（講師：大臣官房経理課会計指導第1班） 省内の管理監督者及び発注担当職員を対象 第1期 8月 （23日～27日3日間5回） 380名 （内訳）大臣官房59名、大臣官房統計部82名、消費・安全局32名、食料産業局0名、生産局31名、経営局15名、農村振興局51名、農林水産技術会議事務局13名、林野庁64名、水産庁28名、農林水産政策研究所5名 第2期 12月 （14日～18日3日間5回） 283名 （内訳）大臣官房42名、大臣官房統計部37名、消費・安全局26名、食料産業局25名、生産局21名、経営局9名、農村振興局47名、農林水産技術会議事務局5名、林野庁34名、水産庁37名 第3期 3月 （1日～4日2日間2回） 36名 （内訳）大臣官房6名、大臣官房統計部4名、消費・安全局6名、食料産業局1名、生産局4名、経営局6名、農村振興局4名、農林水産技術会議事務局1名、林野庁4名
（参 考）			
地 方 農 政 局	東 北	1 9 1 名	4/27 講習15名（講師：総務課監査官）、4/10 講習65名（講師：総務課監査官）、10/9 研修87名（講師：大臣官房経理課、公正取引委員会）、1/17 講習24名（講師：総務課監査官）
	関 東	6 0 名	6/26 関東農政局発注者網紀保持研修 6 0 名（講師：公正取引委員会、本局総務課監査官・人事課長・会計課長）
	北 陸	1 0 5 名	2/13 講習45名（講師：監査官）、2/19 講習60名（講師：公正取引委員会）、その他5月に管内全職員1,080名を対象に発注者網紀保持チェックシートを実施
	東 海	7 9 名	10/23 講習79名 東海農政局発注者網紀保持講習 講師：公正取引委員会中部事務所経済係長、総務課長、人事課管理官、総務課監査官
	近 畿	4 7 名	11/1 講習 16名、1/9 講習 31名 （講師：総務課監査官及び公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所経済取引指導官）
	中 国 四 国	3 1 1 名	5/31 講習29名（講師：監査官）、6/18 講習21名（講師：監査官）、6/21 研修38名（講師：監査官）、11/29 講習37名（講師：監査官）、12/13 講習28名（講師：監査官）、1/17 講習58名（講師：総務課長）、3/13 講習70名（講師：監査官）、3/18 講習30名（講師：監査官）
	九 州	3 3 2 名	4/29講習34名（講師：総務課監査官）、7/5講習55名（講師：総務課監査官）、7/25講習36名（講師：総務課長）、8/27講習41名（講師：総務課監査官）、9/19講習32名（講師：総務課監査官）、10/22講習34名（講師：総務課監査官）、3/18講習100名（講師：総務課監査官）、発注事務管理監督者及び担当者等への研修8回、その他12/3～7 478名発注者網紀保持チェックシートによる研修
北 海 道 農 政 事 務 所		4 3 名	7/6 研修21名（講師：庶務課長）、12/17 研修22名（講師：経理課長補佐）
森 林 管 理 局	北 海 道	6 9 7 名	4/17～ 1/18 発注者網紀保持研修等 計15回（講師：外部講師（大学教授）、公正取引委員会、北海道局専門官（契約適正化）ほか）
	東 北	5 3 8 名	4/12～ 2/27 発注者網紀保持研修等 計13回（講師：外部講師（大学教授）、公正取引委員会、東北局専門官（契約適正化）ほか）
	関 東	3 2 5 名	4/24～ 2/14 発注者網紀保持研修等 計4回（講師：外部講師（大学教授）、関東局総務部長、関東局専門官（契約適正化）ほか）
	中 部	1 8 3 名	4/13～ 2/19 発注者網紀保持研修等 計6回（講師：公正取引委員会、中部局総務部長、中部局専門官（契約適正化）ほか）
	近 畿 中 国	4 0 1 名	4/9～ 2/21 発注者網紀保持研修等 計15回（講師：外部講師（大学教授）、公正取引委員会、近畿中国局総務部長ほか）
	四 国	7 4 名	4/26～ 11/21 発注者網紀保持研修等 計4回（講師：公正取引委員会、四国局専門官（契約適正化）ほか）
	九 州	1 9 2 名	4/16～ 9/13 発注者網紀保持研修等 計5回（講師：公正取引委員会、九州局専門官（契約適正化）ほか）
漁 業 調 整 事 務 所	北 海 道	4 名	7/6 研修2名（講師：北海道農政事務所庶務課長）、12/17 研修2名（講師：北海道農政事務所経理課長補佐）※いずれも北海道農政事務所での研修に参加
	仙 台	（ 1 名）	（6/7～6/8 農林水産本省企画立案担当者研修へ参加 1名）
	新 潟	（ 1 名）	（6/7～6/8 農林水産本省企画立案担当者研修へ参加 1名）
	境 港	（ 1 名）	（6/7～6/8 農林水産本省企画立案担当者研修へ参加 1名）
	瀬 戸 内 海	（ 0 名）	今年度は契約担当者の異動がなかったため、研修への参加実績なし。
	九 州	（ 1 名）	（6/7～6/8 農林水産本省企画立案担当者研修へ参加 1名）
植 物 防 疫 所	横 浜	50名（ 1 名）	5/30 研修11名（講師：大臣官房経理課） 2/26 研修38名（講師：公平取引委員会事務局経済取引局）
	名 古 屋	4 名	H24. 5. 30～31（横浜植防疫開催） 平成24年度 植物防疫（事務）所及び支所会計事務担当者研修に参加 発注者網紀講師 大臣官房経理課
		4 4 名	H25. 1. 18 発注者網紀講習 講師：庶務課管理係長
	神 戸	5 4 名	10/2～10/30 研修34名（講師：なし（eラーニング））、1/25 研修20名（講師：公正取引委員会）
	門 司	17名	2/19 研修17名 （講師：公正取引委員会）
	那 覇	1 3 名	7/27 研修13名（講師：庶務課長）
動 物 検 疫 所		1 7 名	11/21 事務局研修11名（講師：大臣官房経理課）、3/7 家畜防疫官（行政2）研修6名（講師：庶務課長）
動 物 医 薬 品 検 査 所		87名	7/12 研修29名（講師：大臣官房経理課）、12/6 研修58名（講師：庶務課長）
農 林 水 産 政 策 研 究 所		6名（1名）	（6／7～8 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名） （8／24, 27 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 5名）
農 林 水 産 研 修 所		9名（1名）	（6／7～8 農林水産本省企画立案担当者研修へ参加 1名）、1/21 研修8名（講師：農林水産研修所総務課長）
森 林 技 術 総 合 研 修 所		4 2 名	8/8 研修23名（講師：公正取引委員会、研修所総務課長）、9/10 研修11名（講師：研修所総務課長）、1/17 研修8名（講師：外部講師（大学教授）、公正取引委員会）
農 林 水 産 技 術 会 議 事 務 局 筑 波 事 務 所		1 0 名	6/19 研修10名（講師：筑波事務所総務課補佐）
（参考）独立行政法人		（ 7 4 名）	（8/23 研修42名、12/14 研修32名（講師：大臣官房経理課））

※ 括弧書きは、農林水産本省発注者網紀保持研修等に対して当該機関の発注者網紀保持担当者の参加した人数。（内数）

発注者綱紀保持に関するチェックシート実施結果

平成24年度において実施した発注者綱紀保持に関するチェックシートの結果は以下のとおり。なお、設問はいずれも同様である。

1 施設等機関及び地方支分部局で実施する発注者綱紀保持研修の企画立案担当者に対して実施。(平成23年6月)

- 解答者 33名
- 設問数 10問
- 正答率 98.8%
(正解者の延べ人数／解答者の延べ人数)

2 本省の管理監督者及び発注担当職員に対して実施。(平成24年8月、平成24年12月及び平成25年3月)

- 解答者 699名
- 設問数 10問
- 正答率 98.1%
(正解者の延べ人数／解答者の延べ人数)

3 施設等機関、東北農政局及び各森林管理局の担当者に対しての研修で、実施(平成24年度)

- 解答者 497名
- 設問数 10問
- 正答率 98.4%
(正解者の延べ人数／解答者の延べ人数)

4 独立行政法人の担当者に対しての説明会で実施(平成24年8月及び平成24年12月)

- 解答者 74名
- 設問数 10問
- 正答率 99.2%
(正解者の延べ人数／解答者の延べ人数)

(参 考) 昨年度の発注者綱紀保持に関するチェックシート
実施結果

①企画立案担当者	86.8% (解答者 37名)
②管理監督者・発注担当職員	97.2% (解答者798名)
③独立行政法人職員	96.6% (解答者 59名)

研修で実施した発注者綱紀保持に関する チェックシート実施結果（設問別）

※ 解答者数 1, 303名

※ 訓令に照らし、設問の内容が正しいと思う場合は「○」を、正しくないと思う場合は「×」を記入。

設問 番号	設 問	正解	正答率 (正解者数)
1	「発注担当職員」には、仕様書及び設計書を作成する原課の事業担当者、監督職員、検査職員、予定価格の作成並びに契約相手方の選定等を行う契約事務担当者の他に決裁者や文書処理する担当者などの発注に係る秘密を知ることの出来る職員が含まれる。	○	98.9% (1,289名)
2	「事業者」には、競争入札参加者以外の事業者や農林水産省の所掌に無関係な事業者の他、委託契約相手方である地方公共団体等も含まれる。	○	97.1% (1,265名)
3	発注担当職員は、役務の仕様書を作成するため残業していたが、翌日が期限であったことから、作成途中の当該仕様書データを自宅で作成するためメールにより送信した。帰宅後、仕様書を完成させ、仕事場へメールで送信し、期限に間に合わせた。	×	100% (1,303名)
4	入札を予定している役務契約について、匿名の電話で「〇〇社が落札する予定」との情報があつた。その際、相手方は匿名であり、これ以上の説明はなかった。 したがって、情報の信憑性が不確定で根拠がないことから、上司と相談し、了解を得た上で、入札を予定どおり実施することとした。	×	96.5% (1,257名)
5	ある業者から工事の発注予定（工事件名、入札時期、施工場所）についての問い合わせがあり、すでにホームページで公表済みであったので、公表している範囲内で回答した。	○	97.6% (1,272名)
6	入札参加予定業者から電話があり、自ら担当する入札案件に関し、予定価格の金額に関する質問をされたので、回答できないと拒否するとともに、この働きかけに対して内容を記録し、公表することがある旨を伝えた。	○	99.5% (1,297名)
7	発注担当職員は、自ら担当する発注事務に関して、不当な働きかけを受けたときは、所属の長及び発注者綱紀保持担当者に対し、速やかに口頭で報告するとともに所定の様式により報告する。	○	98.1% (1,278名)
8	事業者が納品のため来庁し、検査終了後、退庁する際に廊下で発注担当職員と出会い、挨拶を交わした。発注担当職員が執務室へ戻ろうとしたところ、事業者から発注事務に関する問い合わせがあつたので、つい一人で対応した。	×	99.2% (1,292名)
9	事業者が自社製品の紹介のために来庁したので、自らが担当する事務に関連することから、対応しようとしたところ上司が不在のため、当該事務に関係のない他課の課長に同席を依頼し、応接スペースで応対した。	○	96.8% (1,261名)
10	執務室は、受付カウンターで仕切るなど、それぞれの執務室の規模、レイアウト等に応じて事業者等の自由な出入りを制限し、執務室への自由な出入りが制限されている旨の掲示を行う必要がある。	○	99.5% (1,296名)

平均 98.3%

平成25年度発注者綱紀保持対策の実施方針について

1 発注者綱紀保持研修の開催

(1) 本省が実施する研修

本年度は、昨年度に引き続き、「施設等機関及び地方支分部局で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修」と「本省の管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修」をそれぞれ実施する。

① 施設等機関及び地方支分部局で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修

ア 目的

研修の企画立案に必要な発注者綱紀保持に関する知識、関係法令等についての知識の幅広な取得を目的とする。

イ 開催時期 平成25年6月6日～7日（於：本省）

ウ 研修項目

(ア) 発注者綱紀保持対策に関する講義

（講師：大臣官房経理課）

(イ) 官製談合防止法等に関する講義

（講師：公正取引委員会）

(ウ) コンプライアンスに関する講義

（講師：外部講師）

② 本省の管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修

ア 目的

発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を取得させることを目的とし、人事異動等により、新たに上記管理監督者又は発注担当職員となった者を対象に受講させる。

イ 開催時期

(ア) 平成25年8月頃

2日間で2回（午前・午後各1時間×2）

(イ) 平成25年12月頃

2日間で2回（午前・午後各1時間×2）

ウ 研修項目

「発注者綱紀保持対策」に関する講義（講師：大臣官房経理課）

チェックシートの実施

(2) 施設等機関及び地方支分部局が実施する研修

当該機関の発注者綱紀研修の企画立案担当者により、当該機関の管理監督者及び発注担当職員に対する研修

2 施設等機関及び地方支分部局で実施する研修等への講師の派遣

当該機関で開催する発注者綱紀保持研修等において、当該機関の管理監督者及び発注担当職員に対し、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を取得させるため、本省担当者（大臣官房経理課）を講師として派遣する。

- (1) 各地方農政局（北海道農政事務所を含む。）及び農林水産技術会議事務局筑波事務所において開催する研修に、大臣官房経理課の担当者を派遣する。

また、各地方農政局等での研修の際にWeb会議システムを活用し、各地域センター等で同時受講が行えるよう取り組む。

- (2) 上記のほか、他の機関より要請があれば、個別に講師の派遣を行う。

3 独立行政法人担当者を対象とする説明会

1の(1)の②本省の管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修の開催に合わせ、希望する独立行政法人の担当者向けに実施する。